

「災害用移動設置型トイレ整備促進事業補助金」募集要項

長野県危機管理部危機管理防災課

【補助金の目的等】

大規模災害発生時に快適なトイレ環境を速やかに被災者へ提供することを目的として、民間事業者が行う移動設置型トイレの整備に要する経費に対し補助を行います。

補助事業の詳細は、交付要綱をご覧ください。

【補助対象経費】

自走または牽引により移動可能な移動設置型トイレ（トイレカー・トイレトレーラー）のうち、下の「大型」又は「小型」のいずれかを満たすものの購入または製造に要する経費（輸送費等は除きます）

	移動設置型トイレ（小型）	移動設置型トイレ（大型）
便器	水洗式２器以上 （小便器は全体の 1/2 以内）	水洗式３器以上 （小便器は含まない）
便防	間仕切り又は個室 （間仕切りは小便器のみ）	個室
処理方法	タンク式	タンク式 ただし、上下水道の給排水設備 への接続機能を有すること
便槽タンク容量	250ℓ以上	750ℓ以上
快適トイレ	国土交通省「快適トイレ」の標準仕様に則したもの ＜参考参照＞	
洗浄水	周囲等の水を洗浄水として用いるための浄水装置を付属すること（外付け可）	
バリアフリー	バリアフリー設備を付属すること （スロープ・リフト等、外付け可）	

【補助率・限度額】

- ・対象経費の1/2以内
- ・補助限度額：大型１台当たり 17,500千円
小型１台当たり 4,500千円

※原則として1申請者当たり大型1台、または小型２台を限度とします。

※応募の状況によっては、補助対象台数の調整を行う可能性があります。

【補助対象者】

補助対象者は以下の全てに該当している必要があります。

- ・ 県内に本社又は営業所を有する者
- ・ 県内に購入又は製造した移動設置型トイレを保管する資材置き場等を有する者
- ・ 移動設置型トイレは、原則として長野県内の使用又は貸し出しとし、災害発生時等に長野県から要請があった場合には、県内外の避難所等へ設置することを誓約する者
- ・ 長野県との間で災害時等の応急対策に関する協定を締結している、若しくは締結することを誓約する者又は同協定の締結団体に属する者
- ・ 国において災害対応車両登録制度の運用を開始した際に、同制度へ登録することを誓約する者

【募集期間】

6月20日（金）

令和7年4月14日（月）から令和7年~~5月23日~~（金）まで ※消印有効

【申請方法】

交付申請書郵送先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県危機管理部 あて

【ご提出いただく書類】

申請に必要な書類

必要書類	添付書類名等
交付申請書	交付要綱第1号
確認書	交付要綱第2号
県内に本社または営業所があることを示す書類	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）
移動設置型トイレを保管する資材置き場等を示す書類	地図及び敷地図面等 （当該敷地が補助対象者の所有または賃借者により使用可能であることを確認できる資料を添付すること）
対象経費を示す書類	見積書の写し、カタログ等 （自社製造にあつては、仕様書または設計書、及び製造原価を示す書類の写し等）

※交付申請書類提出後、県からの交付決定通知が届きましたら、事業着手が可能となります。

【事業完了提出いただく書類】

- ・ 実績報告書（交付要綱様式第6号）
- ・ 移動設置型トイレの納品書、領収書等購入・製造実績等を示す書類の写し
- ・ 納品された移動設置型トイレの写真（補助対象経費を満たすことが判るもの）

【お問い合わせ先】

長野県庁危機管理部危機管理防災課防災係 電話 026-235-7184（直通）

国土交通省「快適トイレ」の標準仕様

項 目	内 容
1 移動設置型トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器 (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む） (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上）
2 付属品として備えるもの	(7) 男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（周囲からトイレの入口が直接見えない工夫等） (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） (10) 鏡付き洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品
3 推奨する仕様、付属品（満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。）	(12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上） (13) 擬音装置（機能を含む） (14) 着替え台（フィッティングボード） (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）